

[省令第8条の17の2（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年7月18日

(宛先) 長野市長 荻原 健司 殿

提出者

住所 長野市柳町18番地

氏名 中部電力パワーグリッド株式会社

長野支社長 山下 貴司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-232-9060

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社 長野資材センター
事業場の所在地	長野県長野市吉田3丁目6-9
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	33:電気業
② 事業の規模	資本金:40,000百万円
③ 従業員数	9,533人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	PCB廃棄物を認定処理事業者に委託処理している。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【保管】

長野支社
電力サービス部配電建設課
(特別管理産業廃棄物管理責任者)
└─長野資材センター

【処理】

本社
配電部
└─総括グループ
(社外処理委託処理実施部署)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	排出量	56.50t				
	特別管理産業廃棄物の種類					
	排出量					
(これまでに実施した取組) ・特になし。						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	排出量	70.00t				
	特別管理産業廃棄物の種類					
	排出量					
(今後実施する予定の取組) ・特になし。						

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・PCB汚染を確認中およびPCB汚染物と判定された機器は、PCB不含機器類と混在しないよう明確に区別し取り扱っている。なお、PCB汚染物と判定された機器は、PCB機器置場(搬出処分待ち保管場所)へ移動し、速やかに処分手配している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状と同じ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) ・特になし。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組) ・特になし。						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組) ・特になし。						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 4 年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) ・特になし。					
【目標】						
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 4 年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	全処理委託量	56.50t				
	優良認定処理業者への処理委託量	56.50t				
	再生利用業者への処理委託量	56.50t				
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェストによる最終処分状況の確認を徹底している。					

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物				
	全処理委託量	70.00t				
	優良認定処理業者への処理委託量	70.00t				
	再生利用業者への処理委託量	70.00t				
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	(今後実施する予定の取組) ・ 前述した取組の継続実施する。					
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					
	(今後実施する予定の取組等) ・ 特になし。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 項 目		特別管理産業廃棄物の種類										合 計
		PCB汚染物										
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	56.50t										56.50t
	本年度排出量(計画)	70.00t										70.00t
自ら行う(行った) 再生利用に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
自ら行う(行った) 中間処理に関する事項	自ら行う(行った)熱回収の量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	自ら中間処理により減量する(した)量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
自ら行う(行った) 埋立処分に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
処理の委託に関する事項	全処理委託量	前年度実績	56.50t									56.50t
		本年度計画(目標)	70.00t									70.00t
	優良認定処理業者への処理委託量	前年度実績	56.50t									56.50t
		本年度計画(目標)	70.00t									70.00t
	再生利用業者への処理委託量	前年度実績	56.50t									56.50t
		本年度計画(目標)	70.00t									70.00t
	認定熱回収業者への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										

【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。